

エントリー忘れ



今年も手賀沼エコマラソン（ハーフマラソン）にエントリーしようと考えていたのですが、申込みをしないまま期限が過ぎてしまいました。

去年は散々な結果だったので、このまま引き下がることはできないと思っていたのですが、今年はスタートラインに立つこともできない結果となりました。仕方がないので、別の大会にエントリーできないか探してみます。

それとは別に、今年も娘と親子マラソンに出る約束をしているので、そちらの方は忘れずにエントリーをして、娘と一緒に楽しんでこようと思います。

読点

裁判所に限らず、役所が文章を作成する際、少し前まで読点は「、」が使用されていましたが、現在では「,」が使用されています。

最近、裁判所から交付された書類に「、」と「,」が混在しているものがありました。古い書式を編集する際、手直しをした部分が「,」、手直しをしていない部分が「、」のままだったのだと思います。

じっくりみないとわかりませんし、内容的には問題ないのですが、少しだけ気になりました。

代襲相続

被相続人が亡くなったとき、既に相続人が亡くなっている場合、相続人に子がいれば、その子が被相続人の相続人ということになります。これを代襲相続といいます。ところで、そもそも「被相続人」というのが理解しにくいのではないのでしょうか。簡単に言えば「亡くなった人」です。少し具体的に考えてみるとイメージが掴みやすいかもしれません。「被相続人（祖父）が亡くなったとき、既に相続人（父）が亡くなっている場合、相続人の子（父の子。祖父からみると孫）が代襲相続人となる」とすれば、少しは理解しやすいのではないのでしょうか。それでも「亡くなった人」が2名でてくるのでややこしいかもしれません。父は祖父からみれば相続人ですが、子からみれば被相続人です。

重要なのは誰の遺産を分けるのかということです。祖父の遺産を分けるのであれば、祖父のみを被相続人と表現します。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成 13 年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18 年 司法研修所入所

平成 19 年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成 23 年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成 28 年 取手駅前法律事務所 開設